

## 介護に関する両立支援制度（概要・常勤職員）

## 【休暇制度】

|        | 概 要   | 期間・日数                         |
|--------|---|-------------------------------|
| 介護休暇   | 要介護者（注）の介護をするための休暇<br>〔勤務時間法第20条第1項〕                  | 通算6月まで（3回<br>まで分割可）           |
| 短期介護休暇 | 要介護者の介護その他の世話をを行うための<br>休暇<br>〔人事院規則15—14第22条第1項第12号〕 | 年5日（要介護者が<br>2人以上の場合は10<br>日） |

## 【勤務する時間を短くする制度】

|      | 概 要   | 期間・日数          |
|------|---|----------------|
| 介護時間 | 要介護者の介護を行うための休暇（始業時<br>又は終業時に1日2時間以内）<br>〔勤務時間法第20条の2第1項〕 | 連続する3年の期間<br>内 |

## 【勤務時間帯を変更する制度】

|                       | 概 要  | 期間・日数 |
|-----------------------|--|-------|
| 介護を行う職員の<br>フレックスタイム制 | 要介護者の介護のため、総勤務時間数を変<br>えずに、日ごとの勤務時間数・勤務時間帯を<br>変更すること（週休日の追加も可）<br>〔勤務時間法第6条第4項〕                     | 制限なし  |
| 早出遅出勤務                | 要介護者の介護のため、勤務時間帯を変更<br>すること<br>〔人事院規則10—11第3条・第13条〕  | 制限なし  |
| 休憩時間の短縮               | 要介護者の介護のため、職場にいる時間を<br>短くできるように休憩時間を短縮すること<br>〔「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」<br>（平成6年職職—328）第6の第5項(3)〕     | 制限なし  |
| 休憩時間の延長               | 要介護者の介護のため、休憩時間を延長す<br>ること（当該休憩時間の直前又は直後に在<br>宅勤務を行う場合に限る）<br>〔「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」<br>第6の第4項(2)〕 | 制限なし  |

## 【超過勤務、深夜勤務を制限する制度】

|         | 概 要  | 期間・日数 |
|---------|--|-------|
| 深夜勤務の制限 | 要介護者の介護のため、深夜勤務（午後10時<br>～午前5時）をさせないこと<br>〔人事院規則10—11第6条・第13条〕 | 制限なし  |

|         |   |      |
|---------|---|------|
| 超過勤務の免除 | 要介護者の介護のため、超過勤務をさせないこと<br>[人事院規則10—11第9条・第13条]                  | 制限なし |
| 超過勤務の制限 | 要介護者の介護のため、月24時間、年150時間を超えて超過勤務をさせないこと<br>[人事院規則10—11第10条・第13条] | 制限なし |

(注)「要介護者」とは、次に掲げる者(⑧～⑪は職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

- ①配偶者、②父母、③子、④配偶者の父母、⑤祖父母、⑥孫、⑦兄弟姉妹、  
⑧父母の配偶者、⑨配偶者の父母の配偶者、⑩子の配偶者、⑪配偶者の子